

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 総合評定の具体的な評定方法

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評価の具体的な評価方法

平成27年6月19日付け27消安第1862号消費・安全局総務課長通知

令和2年6月29日 一部改正

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の総合評価の具体的な評価方法を次のように定める。

1 評価の基本的考え方

- （1）年度評価については、当該事業年度における業務の実績の全体について、原則としてセンターの年度目標の項目別評価よりさらに細分化した評価（以下「小項目」という。）を評価単位とし、小項目の評価、小項目の評価を踏まえた項目別評価（以下「中項目」という。）、これら各項目の評価結果を踏まえつつ特殊事情等も総合的に勘案した上での総合評価の3段階で行うものとする。なお、各項目は別に定めるものとする。
- （2）効率化評価については、（1）の例に準じて行うものとする。

2 年度評価の方法

（1）小項目の評価方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すものとして、評価に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評価

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

（2）中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各小項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「小項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評価の方法

- ① 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評価結果の点数化の際に、換算係数として、「1／（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

- ② ①において、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評価とすることができる。

A：基準点×12／10 ≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9／10 ≤ 各中項目の合計点<基準点×12／10

C：基準点×5／10 ≤ 各中項目の合計点<基準点×9／10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5／10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評価を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げを行うなど、評価の指針を踏まえて評価を行う。

3 効率化評価の方法

2の「年度評価の方法」を準用する。ただし、(3)の①に定める換算係数は適用しない。

4 その他の留意事項

- (1) 評価項目としているが、要請に応じて業務を行うこととされているものや当該年度に業務を実施しないこととされているものなどについて、当該年度にその業務について要請等がなかった場合には、当該項目の評価を行わないものとする。
- (2) 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

別に定めるもの

○令和3年度目標に定められた評価項目

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
● 総合評定			
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
○ 肥料及び土壌改良資材関係業務			
◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務（実施率：100%）			
② 登録関係業務			
◇ ア 登録調査（標準処理期間内の処理率：100%）			
◇ イ 生産工程変更相談（処理率：100%）			
◇ ③ 肥料の立入検査等業務（標準処理期間内の処理率：100%）			
◇ ④ 土壌改良資材の立入検査業務（標準処理期間内の処理率：100%）			
◇ ⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務（大臣確認指示及び理事長確認申請受付）（処理率：100%）			
◇ ⑥ 肥料の法改正に伴う業務（肥料の法改正に伴う業務の実施状況）	高		
ア 調査・情報提供			
（ア） 立入検査の実施方法			
（イ） 立入検査においてサンプリングした肥料の分析に係る許容差			
（ウ） その他見直しの検討に資するもの			
イ 事業者への周知及び農林水産省へ情報提供する。			
ウ 研修会の開催及び必要な支援			
エ イ及びウの運用の統一			
◇ ⑦ その他肥料の安全確保等に関する業務（肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況）	高		
ア 手引書の汚泥肥料新規登録業者への周知及び品質管理の普及			
イ 登録及び公定規格改正			
ウ 汚泥肥料中の放射性セシウム測定			
エ クロピラリド			
（ア） クロピラリド測定			
（イ） 取組周知			
オ 外部精度管理に関する技術的助言			
◇ ⑧ 調査研究業務（調査研究業務の実施状況）	高		
○ 農薬関係業務			
◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務（実施率：100%）			
◇ ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（標準処理期間内の処理率：100%）	高	高	

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
ア 農薬の登録審査業務 (ア) 基準値設定必要農薬 (イ) 基準値設定不要農薬 イ 再評価に係る審査結果 ◇ ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務(GLP 調査報告)（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ ④ 農薬の立入検査等業務（標準処理期間内の処理率：100%） ア 立入検査 イ 集取分析 ◎ ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ◇ ア 農薬の登録審査に附帯する業務(国際調和)（技術的知見の提供） (ア) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析 (イ) 国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援 イ 農薬の登録審査に附帯する業務 (ア) 蜜蜂に含まれる農薬の定量（結果報告及び技術的知見の提供） (イ) 使用時安全性評価の更なる検討（技術的知見の提供） (ウ) 試験成績等整備の事前相談対応（技術的知見の提供） ◇ ⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ ⑦ 調査研究業務（調査研究業務の実施状況）	高		
○ 飼料及び飼料添加物関係業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務（実施率：100%） ◎ ② 飼料等の立入検査等業務 ◇ ア 立入検査に係る結果報告（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ イ 大臣確認検査（実施率：100%） ◇ ③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務(立入検査に係る結果報告)（標準処理期間内の処理率：100%） ◎ ④ 安全性確保に関する検査等業務 ◇ ア 基準・規格等の妥当性調査（実施率：100%） ◇ イ 飼料等の検査（実施率：100%） ◇ ウ 適合性の維持（実施率：100%） ◇ ⑤ 検定等関係業務（標準処理期間内の処理率：100%） ◎ ⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	高		

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
◇ ア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（実施率：100%） （ア）抗菌剤 GMP ガイドライン及び GMP ガイドライン適合確認申請 検査 （イ）センター確認 （ウ）特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者 （エ）輸出証明検査 （オ）エコフィード及び UC オイル検査 ◇ イ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（研修の開催及び 技術的助言等の実施状況） （ア）飼料製造管理者認定講習会 （イ）工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（技術的助言） ◇ ⑦ 国際関係業務（飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等 の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施） ◇ ⑧ 調査研究業務（調査研究業務の実施状況）	高		
○ 食品表示の監視に関する業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務（実施率：100%） ② 食品表示法に基づく立入検査等業務 ◇ ア 立入検査（標準処理期間内の報告処理率：100%） ◇ イ 行政部局要請検査（報告処理率：100%） ◇ ③ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）（実施率：100%） ◇ ④ 食品表示 110 番等対応業務（関係部局への回付）（実施率：100%） ◇ ⑤ 調査研究業務（調査研究業務の実施状況）	高		
○ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急命令等業務（実施率：100%） ◇ ② JAS の制定等に係る業務（我が国の強みのアピールにつながる新 たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成件数：10 件） ◇ ③ 国際規格に係る業務（国際標準化活動の実施） ◇ ④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（標準 処理期間内の処理率：100%） ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 ⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 ◇ ア 登録認証機関等（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ イ 登録外国認証機関等 ◇ ウ 登録認証機関等の技術能力確認調査（実施率：100%） ◇ エ 行政部局要請検査	高		

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ◇ ・認証機関又は試験業者の申請に応じて審査（実施率 100%） ◇ ・国際相互承認に向けた取組（国際相互承認に向けた取組） ⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ◇ ア 登録認定機関の登録及びその更新申請調査（実施率 100%） イ 登録認定機関及び関係のある事業者に対する立入検査（実施率 100%） ◇ ウ 行政部局の要請による調査	高 高 高		
○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 ◇ ① 農林水産省からの緊急要請業務（実施率：100%） ◇ ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）（実施率：100%） ◇ ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP 作成）（実施率：100%） ◇ ④ サーベイランス・モニタリング確認分析業務（実施率：100%） ◇ ⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持（ISO/IEC 17025 への適合性の維持）	高 高		
○ その他の業務 ◇ (1) カルタヘナ法関係業務（実施率：100%） (2) 情報提供業務 ◇ ① ホームページ等による情報提供（顧客満足度：3.5 以上（5 段階評価平均値）） ◇ ② 事業者等からの講師派遣依頼等（顧客満足度：3.5 以上（5 段階評価平均値）） ◇ ③ 講習会の開催（顧客満足度：3.5 以上（5 段階評価平均値）） (3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 ◇ ① 分析業務の精度管理（実施率：100%） ◇ ② 技術研修の実施（実施率：100%） (4) 関係機関との連携 ◇ ① 国民生活センターとの連携（研修・講座の開催についての連携） ◇ ② 国際技術協力要請（実施率：100%）			
業務運営の効率化に関する事項			
○ 業務運営コストの削減 ◇ ・一般管理費削減率（3%以上） ◇ ・業務経費削減率（1%以上）			
○ 人件費の削減等			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
◇ 人件費（令和2年度予算額以下）			
○ 調達等合理化の取組			
◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合（44%以下）			
◇ 随意契約によることができる事由の明確化			
◇ 契約監視委員会における点検・見直しの状況			
財務内容の改善に関する事項			
○ 保有資産の見直し等			
◇ 保有資産の見直し等			
○ 自己収入の確保			
◇ 自己収入確保の状況			
○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画			
◇ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組			
◇ 法人運営における資金の配分状況			
○ 短期借入金の限度額			
◇ 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み			
その他業務運営に関する重要事項			
○ 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			
◇ 人材確保・育成方針の策定			
◇ 人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し			
◇ 女性管理職登用の状況			
○ 内部統制の充実・強化			
◇ 行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況			
◇ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況			
◇ ガバナンスの確保及び法令遵守状況			
◇ 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況			
◇ 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況			
◇ 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備			
◇ 環境負荷の低減に資する物品調達状況			
◇ 防災体制等の見直し状況			
○ 業務運営の改善			
◇ 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況			
○ 情報セキュリティ対策の推進			
◇ 情報セキュリティ取組状況（情報セキュリティ取組状況）			
(1) 情報セキュリティ・ポリシー等の見直し、体制の維持の状況			

評価項目（総合評価●、中項目○、小項目◇）	重要度	困難度	評価
◇ (2) 情報システムの構築、保守及び運用管理の状況 (3) 役職員の教育による組織的対応能力強化の状況 (4) 情報セキュリティ監査結果等を踏まえた対策の検討の状況 情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア（自己診断のスコア：平均 4.0 以上）			
○ 施設及び設備に関する計画			
◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施（財会省令 第 6 条）			
○ 積立金の処分に関する事項			
◇ 積立金の処分（財会省令 第 6 条）			